

奈良県教育委員会「幼稚園等新規採用教員研修」に関する研修指導員設置要綱

奈良県教育委員会

(趣旨)

第1 この要綱は、教育公務員特例法附則（昭和63年法律第70号）に基づく奈良県教育委員会「幼稚園等新規採用教員研修」における公立幼稚園及び特別支援学校幼稚部（以下「公立幼稚園等」という。）での園（校）内研修を円滑に進めるため、研修指導員を設置することに関して必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2 研修指導員は、次の各号のいずれかに該当する者で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号の規定に該当しない者のうちから、1年を超えない期間を任期として、県教育委員会教育長が委嘱する。

- 一 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園教諭の免許状を有する者
- 二 幼稚園の職務に関する指導を行うのに必要な識見をもっている者

2 研修指導員の委嘱状の形式は、別に定めるものとする。

3 研修指導員は、再任を妨げない。

(職務内容)

第3 研修指導員の職務は、公立幼稚園等の新規採用教員に対し、職務の遂行に必要な事項に関する指導を行うものとする。

2 研修指導員は、県教育委員会の指導の下に、公立幼稚園等で作成された研修指導計画に基づき、園（校）長と連携し、指導を行うものとする。

(派遣の申請)

第4 研修指導員の派遣を求める市町村教育委員会又は県立学校長は、研修指導員派遣申請書（様式1又は2）を県教育委員会に提出するものとする。

(派遣の決定)

第5 県教育委員会は、第4の研修指導員派遣申請書を受理したときは、調整の上、研修指導員の派遣を決定し、研修指導員派遣決定書（様式3）により、その旨を当該市町村教育委員会又は県立学校長に通知するものとする。

(旅行依頼)

第6 県教育委員会は、研修指導員の派遣を決定した場合、研修指導員に対し研修指導員旅行依頼書（様式4）により、旅行を依頼するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7 研修指導員の報酬及び費用弁償は別に定める。

(復命)

第8 研修指導員は、派遣された場合、県教育委員会に対し研修指導員旅行復命書(様式5)を提出するものとする。

(その他)

第9 その他必要な事項は、県教育委員会が定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。